

ながさき移住コンシェルジュに関するQ&A

○コンシェルジュの業務はどのような内容になりますか？

- 主に移住希望者からの相談対応業務、情報発信、メディア（取材）対応、ながさき移住サポートセンターや各市町及び地域住民への移住者の紹介など。

○コンシェルジュになれるのはどんな人ですか？

- 先輩移住者などの個人や、地元の自治会・NPO法人・県人会などの団体を想定しています。
- この他にも、移住者が地域との交流の機会を設けるために必要な方や団体等をご推薦いただきたいと思います。
- 例外が生じる場合にはご相談をお願いします

○情報発信やメディア対応とは具体的にどのようなものでしょうか？

○活動のノルマなどの規定はありますか？

- 情報発信については、現在各自で利用されているSNSなどを通じ、移住に関する情報や本県の魅力について投稿をしていただくものであり、回数などのノルマはありませんが、可能な範囲での情報発信をお願いしたいと考えています。
- メディア対応とは、テレビや新聞等の媒体から、取材のための先輩移住者の紹介依頼があった際に、コンシェルジュの登録がされている方にご対応をお願いさせていただくものです。
- こちらにつきましても、可能な範囲でのご対応をお願いしたいと考えています。

○活動にかかる経費等の負担はどのようなのでしょうか？

- コンシェルジュの活動につきましては基本的に無償となりますが、相談会など、県からの依頼に応じ、出張があった際には県の旅費に関する規定に準じ、県から旅費を支給します。

○市町独自の活動に参加をさせてもいいですか？

- コンシェルジュは市町と一体となって活動をしていただきますので、市町独自の活動にご参加いただくことは問題ありません。
- また、その際のご報告やご連絡等についても不要です。

○ この場合旅費等の負担については各市町にてご負担をお願いします。

○活動は無償ということですが、コンシェルジュには何かメリットがあるのでしょうか？

- コンシェルジュになっていただく方については、主に飲食店やゲストハウスなどの運営をされている方を想定しており、相談の際や定住後に相談者が店舗の利用をしていただくことによって、集客につなげていただけたといったメリットがあると考えています。
- また、自治会等については、移住希望者の顔が見え、その後の関係構築につながるメリットがあると考えています。
- なお、講演活動など、活動の内容によっては報酬が発生する場合も想定しています。

○市町にとってのメリットは何ですか？

- 各市町のメリットとしては、人と人がつながることによる地元への定着率の向上、これまで把握できていなかった民間を通じた移住者の把握により、そういった方々への行政による移住前後にわたる支援が可能となることが挙げられます。
- また、本県が移住者に寄り添った取り組みを行っていることについて情報発信をしていくことにより、市町全体のイメージアップにつながるものと考えています。

○移住相談者の報告についてはどのような流れになるのですか？

○ 移住相談があった際には、次の3通りの報告方法があります。

※添付のフロー図をご参照ください。

<報告方法>

- ① 紙に印刷した報告様式を市町に提出
 - ② エクセルデータを市町に提出
 - ③ ウェブ上から入力し、県に報告があったものを市町に定期的に提供
- 報告があった分については、これまでどおり、各市町において相談件数や移住者数としてカウントをお願いします。

○移住者の数については、コンシェルジュからの紹介分と市町に相談があったものを分ける必要がありますか？

○ コンシェルジュを通じた移住相談及び移住者の数については、移住者数の報告の際、別途ご報告をしていただき、最終的には各市町に相談があったものとして合算していただきますよう、お願いします。

○コンシェルジュに登録後、辞退することは可能ですか？

○コンシェルジュの委嘱を取り消すのはどのような時になりますか？

- コンシェルジュは本人からの辞退の申し出がない限り、取り消しはせず、委嘱についての期限もありません。
- コンシェルジュが運営している店舗の利用を促すなど、一般的な商行為については問題ありませんが、コンシェルジュの立場を利用した不適切な行為（マルチ商法や宗教など、地域振興が主目的ではない団体等への勧誘）があった場合や、不法・違法行為があった時には取り消しについてのご相談をお願いします。

○既に同じ取り組みを行っていますが、あらためて登録をする必要がありますか？

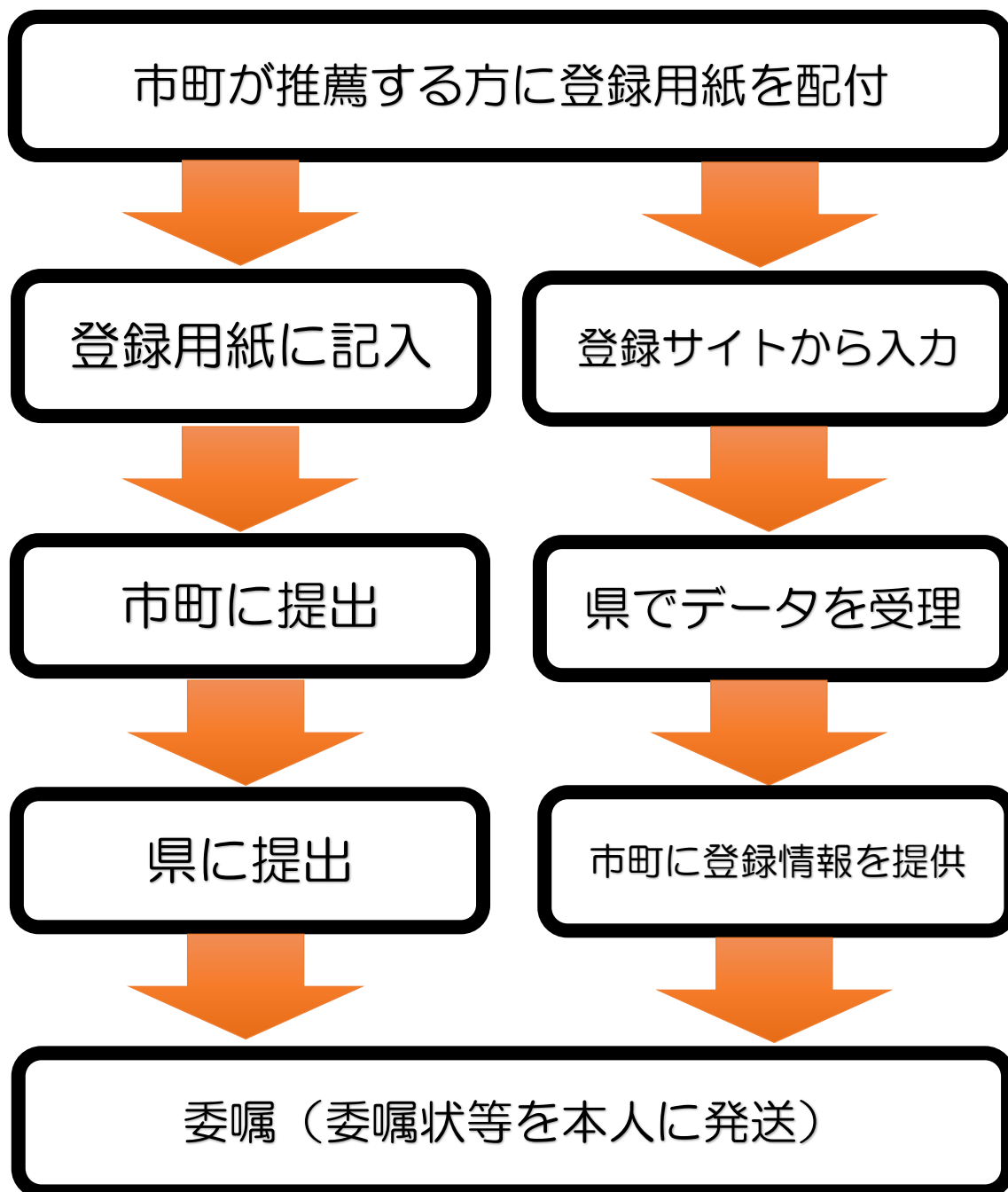
○また、活動内容を見直す必要がありますか？

- 全市町が一体となり、活動する制度として情報発信していくことにより、本県の移住への取り組みのイメージアップにつながるものと思いますので、既に同様の取り組みをされている市町につきましても、お手数ですが「ながさき移住コンシェルジュ」としてのご登録をしていただきますようお願いいたします。
- なお、その際の登録方法については、コンシェルジュとなられる方に県への個人情報提供の許可をとっていただき、一括してご登録いただくなど、簡易な方法によって登録ができるようにしたいと考えておりますので、個別にご相談ください。
- 各市町において既に実施されている場合、基本的に趣旨や活動内容が大きく相違してしまうことは想定していませんが、まずはそちらの活動を優先していただき、今回の制度についてご活用いただける部分についてはご協力をお願いします。

○この制度は強制ですか？

- 強制ではありませんが、先日の移住協働会議においても、アドバイザーからぜひ進めていただきたい旨のご意見もいただいているところであり、移住希望者の相談する際の間口を広げるものでもありますので、積極的なご活用をお願いします。

ながさき移住コンシェルジュ登録フロー



コンシェルジュ移住相談報告フロー

